

玉野市協働のまちづくり事業 フォローアップ事業の紹介

フォローアップ事業とは

協働のまちづくり事業を実施するにあたって、書類の作成方法から事業の実施手法まで、幅広く相談やアドバイスなどの伴走支援を受けることのできる事業です。翌年7月頃には、地域自治活動団体間の交流や連携促進のため、事業交流会を開催します。

フォローアップ事業の対象団体

補助金額	①事業開始前	②事業期間中	③事業交流会の参加
10万円以上	必 須	必 須	必 須
10万円未満	申請団体の希望による※	申請団体の希望による※	必 須

※10万円未満の事業では、希望団体のみ活用いただけます。事業について第三者から意見やアドバイスを受ける貴重な機会となりますので、ご参加ください。

※公共用地保全部門は、フォローアップ事業の対象外となります。

フォローアップ事業の流れ

1. 申請前相談会

当事業の受託者である「NPO法人 玉野SDGsみらいづくりセンター（通称「みらい」）も同席し、みなさまの活動内容の把握とフォローアップ事業の内容について説明します。

申請書の作成相談にも対応します。書類作成に不安のある団体は相談ください。

2. 申請書の提出 → フォローアップ（①事業開始前）

申請書の提出後、対面形式による相談会を開催します。申請書内容のアドバイスから事業の実施アイデア等まで、幅広くお話し下さい。相談会の場所や日時は、団体の拠点施設や最寄りの市民センターなど、みらいと申請団体とが相談しながら決定します。

3. 申請書・添付資料の再提出（修正がある場合のみ）

事前相談会を踏まえて、申請書類に変更や修正が生じた場合は、3月下旬までに、修正後の資料を市役所協働・交通政策課に提出してください（修正がない場合は、再提出不要です）。

4. 交付決定後、事業開始 → フォローアップ（②事業期間中）

活動期間中、活動の様子をお知らせ頂く話し合いの場を設ける場合もあります。ご協力ください。また、事業を進める中で生じる、悩みごとや困りごとについても隨時ご相談ください。

5. 事業の終了

事業が終了しましたら「実績報告書」を市役所協働・交通政策課へ提出してください。実績報告書の作成については、みらいに相談可能です。

6. フォローアップ（③事業交流会の参加（翌年7月頃））

他の地域活動団体との交流促進のため、活動内容を発表いただく交流会を開催します。

連絡先 玉野市協働のまちづくり事業 フォローアップ事業受託業者

NPO法人 玉野SDGsみらいづくりセンター 理事長：東 りえ

電話：090-1356-3655 アドレス：rie_higashi@mx9.kct.ne.jp